

### 第2節

#### 地域における環境保全活動の推進

#### 1 消費者・事業者としての県の取組

##### 1-1 環境調整システムの推進

三重県では、自ら実施する開発事業について、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成14（2002）年度には1件の開発事業について審議・調整を行いました。

対象とする開発事業の種類は次のとおりです。

- ①道路の整備
- ②河川・ダム等の整備
- ③海岸の整備
- ④公有水面の整備
- ⑤港湾の整備
- ⑥森林の整備
- ⑦公園の整備
- ⑧下水道の整備
- ⑨水道の整備
- ⑩農業農村の整備
- ⑪発電所の整備
- ⑫建物の建設
- ⑬用地の整備
- ⑭その他

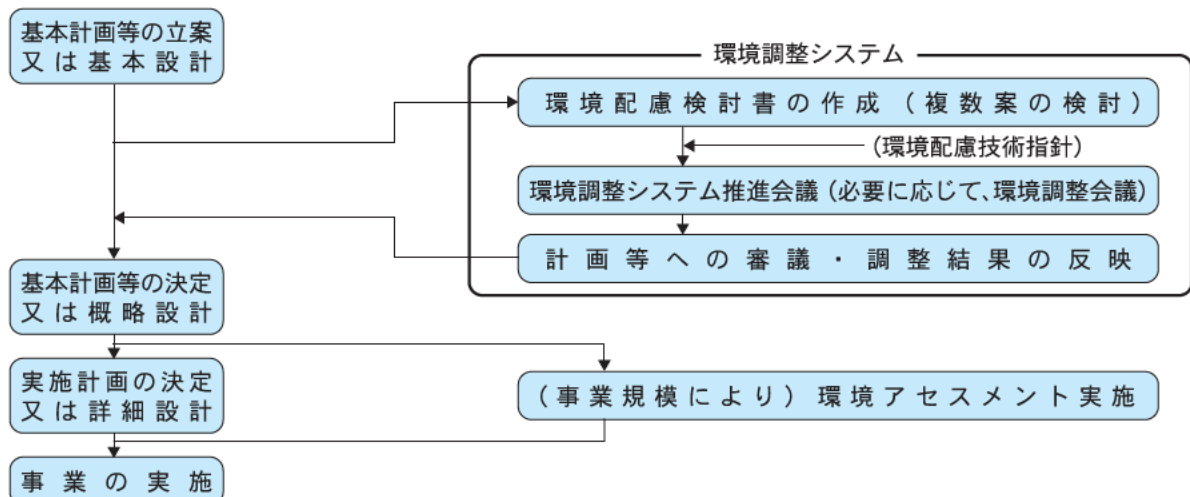
##### 1-2 環境保全活動の推進

三重県では、環境への負荷を低減するために、県民・事業者・行政等あらゆる主体が協働・連携して、環境に配慮したライフスタイルを構築する「環境先進県づくり」に向けて環境保全施策を推進しています。その取組の一環として、県自らが環境負荷の低減に率先して取り組むため、平成11（1999）年度に、本庁（及び周辺施設）で国際規格ISO14001を認証取得しました。平成12（2000）年度には認証範囲を全県民局に拡大し、平成13（2001）年度には、警察本部、医療機関、県立学校2校、県立大学及び試験研究機関が認証取得しました。さらに、平成14（2002）年度には県立学校6校が認証取得しました。

平成14（2002）年10月にシステムを見直し、環境方針を改定し、地球規模の環境保全を視野に入れた新たな環境目的・目標を設定し、15（2003）年2月に更新登録しました。

また、県庁ISO14001環境目標の達成状況は平成14（2002）年度から環境報告書により公表しています。

図4-2-1 開発事業の流れと環境調整システムの関係



## 2 市町村による環境保全施策の促進

### 2-1 生活創造圏づくり推進事業の実施

生活創造圏づくりは、市町村の広域連携や住民参画の推進などを踏まえ、県も参画しながら個性ある豊かで住みよい生活圏域を創り出していこうとするものです。

「生活創造圏づくり推進事業」において、この生活創造圏づくりの推進に資する市町村等の事業を支援することとしており、平成14（2002）年度においても広域的な環境保全のための事業や先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町村等に対し支援を行っています。

### 2-2 市町村環境基本計画策定の促進

三重県環境基本条例第7条では、県は市町村に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求めることとしています。このことから、県は環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めるうえでの基本となる計画を策定し、これに基づき、各種の環境保全施策が着実に推進されることを市町村に求めています。

平成14（2002）年度には、国の地域環境総合計画策定事業費補助金を活用した環境基本計画の策定を、市町村に働きかけました。

### 2-3 ISO14001の導入支援

市町村が率先して環境保全に取り組むことにより、市民、企業等、地域での環境保全活動が推進されることを目的として、市町村等ISO14001認証取得支援事業費補助金により、市町村等の認証取得への取組を支援しています。（平成14（2002）年度35件）

## 3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進

### 3-1 基本計画の推進に係る住民・団体に対する支援

#### (1) 地域づくり団体活動の支援

住民の自発的な参加による地域づくり団体の活発な活動を促進するため、情報交換や交流の場の提供、人材育成のための研修会を開催しました。

#### (2) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川の総延長は2,338km、海岸延長は

564.7kmにおよび、河川海岸環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。適正な河川海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成14（2002）年度には、県管理8河川において、ボランティア活動団体及び市町村を対象にパンジー、サルビア、コスモス等の花木の苗、種子等を提供しました。また、河川環境美化ボランティア活動を行う101団体に対し支援を行いました。

### 3-2 行政と住民・団体等との連携を図った環境保全活動の推進

物の豊かさより心の豊かさを重視するというライフスタイルの変化が見られる中で、緑づくり活動を通じ、緑とのふれあいを求める県民の声は高まっています。しかし、活動希望の団体などにとっては、フィールド確保がネックとなり、自主的活動の拡大が妨げられています。

このため、団体（森林組合など）が核となり活動団体へのフィールド提供など条件整備を図り、県内での緑豊かな郷土づくり活動を促進させるとともに、平成14（2002）年度は表4-2-1のように県内4ヶ所のフィールドを確保しました。

表4-2-1 ふるさとの緑づくり活動支援事業実施箇所  
(平成14年度)

実業主体	面積 (ha)	場 所	緑づくり活動者
中 勢 森林組合	4.00	一志郡嬉野町 川口地内	グリーンボランティア 「森林づくり三重」
県 森 連	1.39	四日市市 采女町地内	四日市市 内部東小学校
〃	0.65	四日市市 松本地内	四日市市 常盤中学校
熊 野 市 森林組合	0.50	熊野市 五郷町地内	かやの木会

一方、県内では県民、NPO、事業者、行政がパートナーシップに基づき、自然との共生をめざし、生命の基盤である緑と水の保全・創造に向け数々の県民運動が始まってきており、こうした取組をさらに促進するため、平成9（1997）年2月に「三重県環境メッセージ」を発表し、(財)三重県環境保全事業団内に設置した「緑のNPO活動支援センター」により、緑の保全に取り組んでいるNPO等に対する支援を通じて、「緑のネットワーク運動」

の推進に取り組んできました。

その成果として、平成14（2002）年度には、自主自立した民間主導型のネットワーク組織が形成されたので、今後は従来の官主導型から民主導型の緑のネットワーク運動へ移行することとし「緑のNPO活動支援センター」を閉じることにしました。

### 三重県環境メッセージ（緑のネットワーク運動）

豊かな緑や清浄な水、さわやかな空気など自然に恵まれている三重県の「自然環境を保全・創造」とともに、自然環境に調和した景観、歴史的・文化的な環境、都市環境の整備など「快適な環境を創造する」ため、県民参加による「緑のネットワーク運動」を展開しましょう。

### 3-3 グリーンボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、グリーンボランティア（森林ボランティア）の育成を進めています。具体的には（社）三重県緑化推進協会と三重県が、緑を育てる活動を通して森林に親しみ、多様な自然環境の創出に役立ちたいと考えている人たちに呼びかけ、グリーンボランティアとして活動していただける方にボランティア登録をさせていただいています（平成14（2002）年度末1,149名）。

また、平成14（2002）年度は登録された方を対象に、間伐や枝打ちなどの森林管理の技術を習得していただくため現地研修会を実施しました。

表4-2-2 平成14年度 研修開催状況

期 日	場 所	内 容
11月9、10日 (土、日)	大宮町	グリーンボランティアリーダー研修
12月21日(土)	菰野町	森林作業体験（技打ち、除間伐）と安全対策
1月26日(日)	宮川村	除間伐の概要と実習
2月22日(土)	上野市	森林作業時の救急講習 里山の保安全管理
3月8日(土)	北勢町	間伐、技打ちの実践（経験者向け）

## 4 事業者の環境保全活動の促進

### 4-1 環境保全施設整備に対する支援

#### (1) 三重県環境保全資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資を実施しました。

平成14（2002）年度には、融資件数が65件、融資額が1,160,952,000円でした。

表4-2-3 三重県環境保全資金融資制度

項 目	内 容
融資限度額	1企業・組合 5,000万円
融 資 利 率	年率1.6% ただし、保証を付けない場合は1.8%
保 証 料	協会所定料率 -0.3%
資 付 期 間	設備資金10年以内（据置期間1年以内を含む） 運転資金5年以内（据置期間6ヶ月以内を含む）
返 済 方 法	原則として、割賦
融 資 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公害防止活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公害防止施設の設置</li> <li>イ 工場又は事業場の公害防止のためにする移転</li> <li>ウ 土壌汚染の除去等                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第3条第1項に基づく土壌汚染調査</li> <li>②法第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第4条に基づく土壌汚染調査</li> <li>③法第7条第1項及び第2項に規定する汚染の除去等の措置</li> <li>④法第8条第1項の規定による請求に係る汚染の除去等の措置に要した費用負担</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 環境保全活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア フロン対策                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①フロン回収装置の設置</li> <li>②フロン漏洩防止工事</li> </ul> </li> <li>イ 環境保全型施設の整備等                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①RDF利用設備の設置</li> <li>②自然エネルギー有効利用施設の設置</li> <li>③低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）の購入</li> <li>④自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え</li> </ul> </li> <li>ウ リサイクル関連施設の整備等</li> <li>エ 温暖化防止対策施設の整備等</li> </ul> </li> <li>(3) 事業者が経営の多角化として新たに開始するリサイクル関連の事業活動</li> <li>(4) ISO14000シリーズの認証取得</li> </ul>

## (2) 三重県環境保全施設整備資金利子補給制度

この制度は、環境保全施設整備資金の融資を受けた中小企業者が取扱金融機関に支払った利子に対し、県が利子補給を行うもので、昭和46（1971）年9月から実施しています。（平成9（1997）年度以前の貸付分が対象）

表4-2-4 三重県環境保全施設整備資金利子補給金の推移  
(単位：円)

年 度	利 子 補 給
S46～H6	1,012,413,600
H7	15,748,700
H8	12,836,600
H9	10,541,300
H10	7,192,000
H11	4,342,700
H12	2,395,500
H13	1,133,900
H14	507,100

## 4-2 日本環境経営大賞の創設

環境に関する人材や技術のネットワークを構築し、県内事業所の環境取組のレベルアップを図るため、全国の事業所を対象に優れた環境経営の取組とその成果を顕彰する「日本環境経営大賞」を創設しました。平成14（2002）年度は、応募総数149件の中から受賞14組織を決定しました。

## 4-3 ISO14001の導入支援

企業活動に伴う環境負荷の継続的な改善を進め、ISO14001の普及・定着を図るため、ISO14001導入助成事業により中小企業の認証取得への取組を支援しています。（平成14（2002）年度は、認証取得支援事業102件、審査登録助成事業79件）

さらに公益法人に対しても導入支援を行っています。（平成14（2002）年度1件）

## 4-4 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、環境分野における産学交流、企業間交流事業を実施するとともに新規事業の創出に係る各種支援制度の普及・啓発を図りました。

また、県内の産業廃棄物排出事業者等の産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組に対する補助制度をつくり、環境への負荷が少ない持続的な

発展が可能な企業育成を支援しました。

### (1) 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区として、環境保全技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発技能の集積を図るため、共同利用研究施設、展示施設、研修施設などの施設及び会議施設等の整備を促進しています。

これまでに中核的施設として

- ・財国際環境技術移転研究センター
- ・鈴鹿山麓研究学園都市センター

中核的施設以外では

- ・㈱三重ソフトウェアセンター
- ・テクノフロンティア四日市
- ・三重県科学技術振興センター保健環境研究部
- ・タカラバイオ㈱ドラゴンジェノミクスセンターが竣工しています。

### (2) 環境に優しい生産技術の確立

農林水産業における環境ビジネスの育成・振興のための、生産性向上、省力化、高付加価値化等生産現場に直結した技術の確立が重要です。

平成14（2002）年度には、養殖業の高度化と環境に配慮し、持続的な養殖産業を行っていくための具体的な目標と達成手段を盛り込んだ高度化推進計画の策定に対し支援するとともに、養殖漁場環境保全のための代表的な魚類養殖漁場を対象に底質調査を実施し、底質環境の指標について検討を行いました。

## 環境先進県づくり県民運動

幅広い環境問題に対応するため、平成12(2000)年を「環境県民運動元年」と定め、県民、事業者、行政が協働・連携して環境創造活動を展開する母体として、まず、平成12(2000)年2月に県が3億円を出捐して「三重の21世紀環境創造支援基金」を創設し、その管理運営を「三重環境県民会議」に任せ、地域のNPOをはじめとする県内の環境保全活動を展開しているグループを支援しています。

また、広域な環境問題について統一的な県民運動を進める母体として、「環境創造活動を進める三重県民の会」を平成12(2000)年7月に設立するとともに、市町村と「県・市町村環境協働・連携会議」を設置して、協働連携を推進しています。

さらに、平成12(2000)年11月に環境ISO認証取得企業などをメンバーとして業種の枠を越えた企業間連携、企業と行政の連携を進めるため、「企業環境ネットワーク・みえ」を設立し、産業廃棄物の再資源化などの取組を支援しています。

環境に配慮した商品やサービスを優先的に購入する「グリーン購入」の普及を目指す『みえ・グリーン購入倶楽部』を、県内企業や市町村、NPOなどを会員として、平成15(2003)年1月に設立しました。